

井田共和会第四町会会則

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は井田共和会第四町会と称す。
- 第2条 本会は事務所を会長宅に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦と生活の向上をはかり、住みよい町づくりの実現を目的とする。
- 第4条 本会は別紙図面の通り井田地内の矢上川右岸地域に居住する会員を以て組織する。
- ① 会員は一般会員と、議決権を有しない賛助会員とからなる。
 - ② 会員は単身者世帯であっても1世帯とする。

第 2 章 事 業

- 第5条 本会は目的達成のため次の部署を定め、各部に部長を置き、会員中より推薦し会長より委嘱する。
防犯部、防火部、文化部、交通部、美化推進部、婦人部、青少年部、体育部、
防災部、緑地部
防災本部は「第7章 防災本部」により設置する。

第 3 章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
顧問・相談役 若干名、会長 1名、副会長 2ないし3名、会計 1名、幹事(監査)2名、
総務 2ないし3名、理事 各区より1名、部長 各部1名、推薦委員 3名以上、
推薦員の構成は行政、理事、部長から成り、委員長は互選により決定する。
- 第7条 会長、副会長、会計は総会に於いて、会員中より選出し、会長は会務を総理し本会を代表する。
- 1 三役の選出は会員中より選挙または推薦により決定する。選挙の場合は役員会に於いて決定し推薦の場合は推薦委員会の推薦を経て、会長、副会長、会計を総会に諮り決定する。監事は会長が会員中より推薦し、総会の承認を得るものとする。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
 - 3 会計は会計事務及び財産の保管に当たる。
 - 4 監事は会計及び財産の監査に当たる。
 - 5 部長・理事は重要会務を審議し、各担当部門の任務に当たる。
 - 6 顧問及び相談役は会の重要事項につき会長の諮問に答え、且つ進言するものとする。
 - 7 委員は部長を補佐し、会務の実施に当たる。
- 第8条 会長、副会長、会員の任期を2年とし再選を妨げない。その他の役員は任期1年とし再任を妨げない。

第 4 章 会 議

第 9 条 会議は総会、理事会、役員会とする。

第 1 0 条 総会は概ね毎年 4 月として、下記の事項を審議決定する。

総会は会員の過半数出席で成立し、出席者の過半数を持って議決する。また、必要により臨時総会を開催できるものとし、町会長が召集するものとする。委任状出席も認める。

(1) 決算及び会務の報告

(2) 歳入、歳出予算

(3) 会則の変更またはその他の重要事項

第 1 1 条 理事会、役員会は会務全般にわたる事項を審議する。

第 1 2 条 委員会は必要に応じ小地域内の問題を審議し、これを上部に移す。

第 5 章 会 計

第 1 3 条 本会の会計(経費)は会費、助成金、寄付金をもってこれに当て、会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日とする。

第 6 章 慶 弔

第 1 4 条 本会員が死亡した時は弔慰金を贈る。

内規 慶弔に関する件

- 1) 会員及び家族に不幸が起きたときは、香典 5,000 円を贈る。
- 2) その他、必要と認める事項があるときは、三役協議の上決める。

第 7 章 防 災 本 部

(任務)

第 1 5 条 防災本部は会員相互の助け合いの精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の防災による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成し次の業務を執行する。

- (1) 防災に関する知識の普及、及び防災訓練等の実施に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防、及び防災資器材等の備蓄に関すること。
- (3) 地震等の発生時に於ける情報の収集、伝達、初期消火、救出援護、避難誘導、応急対策に関すること。
- (4) その他、防災本部の目的達成に必要な事項。

(構成)

第 16 条 防災本部は、全会員を以て構成する。

2 防災本部には次の役員を置く。

(1) 本部長 1 名

(2) 副本部長 2 名

(3) 本部長付役員 7 名

3 本部長には会長が、副本部長には副会長及び防災部長が当たり、本部長付役員は本部長が必要に応じて会員の中から推薦し、本部長より委嘱する。

4 本部長付役員の任期は定期総会後から次の定期総会までとし、再任することができる。

(役員の仕事)

第 17 条 本部長は防災本部を代表し、本部の業務を統括するとともに、地震発生時に於ける応急活動の指揮命令を行う。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行するとともに、平常時の業務を遂行する。

3 本部長付役員は本部長の委嘱により、次条に定める班の班長となり班務を執行する。

(班の編成)

第 18 条 災害発生時の応急活動を迅速且効果的に行うため、防災計画に基づき会員を以て班を編成する。

第 8 章 付 則

第 19 条 本会則は昭和 47 年 4 月 1 日より実施する。

2 平成 3 年 8 月 10 日 「第 7 章 防災本部」を新設、一部改正、即日施行。

3 平成 8 年 4 月 14 日 本会則に推薦委員及び慶弔に関する件を新設、一部改正、即日施行。

4 平成 10 年 5 月 9 日 「第 2 章 緑地部」を新設、即日施行。

5 平成 20 年 4 月 19 日 福祉衛生部を廃止する。

6 平成 25 年 4 月 13 日 第 4 章第 10 条に関する件の一部を付加、即日実施。